

令和 7 年度

内部統制評価報告書審査意見書

さいたま市監査委員

監査監第 870 号
令和 8 年 8 月 26 日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市監査委員	井 山 剛 之
同	工 藤 道 弘
同	新 井 森 夫
同	吉 田 一 志

令和 7 年度内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定に基づき、審査に付された令和 7 年度
内部統制評価報告書の審査結果について、次のとおり意見を提出します。

令和 7 年度さいたま市内部統制評価報告書審査意見

1 審査の種類

(1) 審査の名称

令和 7 年度さいたま市内部統制評価報告書審査

(2) 根拠法令

地方自治法第 150 条第 5 項

2 審査の対象

令和 7 年度さいたま市内部統制評価報告書

3 審査の着眼点

さいたま市長が作成した内部統制評価報告書について、さいたま市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検証を行い審査した。

4 審査の期間

令和 8 年 7 月 1 日から令和 8 年 7 月 30 日まで

5 審査の実施内容

令和 7 年度さいたま市内部統制評価報告書について、内部統制評価部局から報告を受け、「さいたま市監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実務ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表、令和 6 年 3 月改定）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じ関係部局の職員に説明を求めるとともに、その他の監査等において得られた知見を利用し、審査を行った。

6 審査の結果

上記 1 から 5 までの記載事項のとおり審査した限り、重要な点において、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であることが認められた。

7 備考

令和 7 年度さいたま市内部統制評価報告書の「3 【評価結果】」に記載のとおり、評価対象期間において運用上の重大な不備があった。

なお、重大な不備については、再発防止に努められたい。

8 審査の結果を踏まえた意見

- (1) 令和7年度に把握された事務処理ミス等は前年度から減少しており、特に行政財産の使用許可手続違反については、令和6年度の23件から令和7年度は0件となっている。

一方で、特定者に対する情報提供の誤り、保有個人情報の漏えいについては依然として多く発生しており、特に保有個人情報の漏えいは市民の信頼を損なうおそれがある。また、過大・過小支出については前年度から増加している状況が認められ、さらに、契約不履行についても一定数発生しており、市民サービスの提供や行政運営に影響を及ぼすおそれがある。

これらの事案をはじめとする事務処理ミス等の発生要因については、思い込み、誤認による確認不足、ダブルチェックの未徹底などに起因しているとされるが、再発防止には従来の業務手順を常に見直すことに加え、職員一人ひとりが事務処理の目的及び意義を十分に理解し、改善を是とする組織風土を醸成するなど、内部統制の実効性を一層高めるための改善策を検討されたい。

- (2) 各局区で繰り返し認められる事務処理ミス等の類似事案については、各所属における再発防止にとどまらず、全庁的かつ横断的な分析を行い、職員の注意力や確認行為に依存した統制のみではなく、制度所管課による周知の強化を図るとともに、デジタル技術の活用や業務プロセスの見直し等による仕組みとしての統制についても考慮し、内部統制の実効性向上に努められたい。

- (3) 重大な不備として評価された大宮区役所における公金の窃取については、職員が閉庁日に、施錠されたロッカー内の手提げ金庫から公金を窃取した事案であり、市政に対する信頼を著しく失墜させる重大な事案である。

今後、同様の事案が発生しないよう、公金の取扱いに係る管理方法を見直し、組織的な確認体制の強化を図るとともに、管理監督職のリスクマネジメントに対する意識及び職員一人ひとりの倫理意識を向上させる取組により、市民の信頼回復に努められたい。